評議員選任・解任委員会運営規程

（目　的)

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「この法人」という。) 定款第○条第○項に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。) の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（任　務)

第２条　委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

（委員の選任等)

第３条　委員会は、定款第○条第○項に規定する委員会委員(以下｢委員｣という。) で構成する。

２　監事からの委員選任にあたっては、監事による互選とし、事務局からの委員は、この法人の事務局長の職にある者をあてる。

３　外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員又は使用人

（２）過去に前号の規定に該当することになったことがある者

（３）第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

（４）社会福祉法第40条第１項各号に該当する者

４　委員会に､事務処理のため事務局を置き､職員１名を配置する。

５　前項の職員は、この法人の職員と兼務することを妨げない。

６　前項の場合、職員は理事長が理事会の承認を得て選任する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、選任後４年以内に終了する会計事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

（委員の解任）

第５条　委員が各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数（現在数）の３分の２以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により選任する。

３　前項により選任された委員長は、この委員会の会務を総理する。

（招　集)

第７条　委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

（招集通知)

第８条　委員会の招集通知は、会議の開催日の1 週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、議題及び議案の概要を記載した書面を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議　長)

第９条　委員会の議長は、委員長とする。

（情報提供)

第10条　理事長は、委員会における審議にあたり、以下の情報を提供しなければならない。

（１）評議員候補者の経歴及び候補者とした理由

（２）評議員候補者とこの法人及びこの法人の理事又は監事との関係

（３）その他の評議員候補者に関する情報

（評議員の選任方法)

第11条　委員会の選任決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　委員会に提出する評議員候補者の推薦は、理事会が行う。

３　評議員の選任は、原則として候補者１名ごとに行い、少なくとも外部委員１名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

４　出席委員の全員が賛成した場合は、候補者全員を対象として選任を行うことができるものとする。

５　委員会の決議には、委員長も参加する。

（評議員の解任方法）

第12条　委員会の解任決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　委員会に提出する評議員解任の提案は、理事会が行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

３　委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

４　評議員の解任は、少なくとも外部委員１名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

５　委員会の決議には、委員長も参加する。

（議事録)

第13条　委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が署名又は記名押印し、理事会に提出しなければならない。

２　委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

（１）委員会が開催された日時及び場所

（２）委員会の議事の経過の要領及び結果

（３）委員会に出席した理事の氏名

（４）委員会の議長の氏名

３　議事録は､会議の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（報　酬)

第14条　委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うものとする。

（改　廃)

第15条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日より施行する。